資料４－２

「大阪府情報公開条例　解釈運用基準」（抜粋）

第９条　公開してはならない行政文書

|  |  |
| --- | --- |
| 第９条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならない。 |  |

〔趣旨及び解説〕

１　本条は、第８条とともに行政文書公開制度における適用除外事項について定めたものである。

２　実施機関は、請求に係る行政文書が、本条各号に規定する適用除外事項に該当する情報が記録されている行政文書であれば、第１１条第２項の規定により公開する場合を除いて、これを非公開としなければならない。

３　本条は、第１９条の３の規定により、法人文書公開制度にも準用される。

第９条第１号

|  |  |
| --- | --- |
| （１）個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの |  |

〔趣旨〕

１　本号は、個人のプライバシー保護の観点から、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止を定めたのが本号の趣旨である。

２　個人の尊厳の確保、基本的人権の尊重のため、個人のプライバシーは最大限に保護されなければならない。特に、プライバシーは、一旦侵害されると、当該個人に回復困難な損害を及ぼすことに留意すべきである。このため、個人のプライバシーに関する情報については、「公開してはならない情報」として公開を禁止するという基本原則を明確にしたものである。

３　さらに、本号の運用に当たっては、第５条の規定の趣旨に十分配慮し、プライバシーの侵害のないよう特に慎重に取り扱うものとする。

〔解説〕

１　「個人の思想・・・所得等に関する情報」は、個人のプライバシーに関する情報について例示するものである。

なお、法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として会議に出席する行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、当該法人等に関する情報であり、個人に関する情報には含まれない。

２　「特定の個人が識別され得るもの」には、特定の個人が当該行政文書の情報（氏名、住所等）から直接識別できる情報だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものを含む。（具体には、同和地区の所在地のように、当該情報からは、直接特定個人が識別され得ないが、請求者が一般に公にされている住居表示、住宅地図その他により知り得た特定個人の氏名、住所等と結合することにより、特定個人が識別されるものをいう。同和地区の所在地については、同和地区に対する差別意識の解消が十分に進んでいない実態から判断して、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる情報（公開すれば特定個人の人権の侵害につながる）に該当して非公開となる。）

なお、個人識別性の有無の判断に当たり、照合すべき他の情報の範囲については、当該情報が公開されることによって生じるプライバシー侵害の内容や程度、あるいは侵害が発生する蓋然性の程度等に照らし、総合的に検討すべきである。

３　「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、法人の事業活動と同様の性格を有することから、別途第８条第１項第１号に照らして判断すべきものであり、本号は適用しない。ただし、事業を営む個人であっても、当該事業と関わりのない個人に関する情報は、本号に該当するか否かの判断をするものとする。

４　「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいう。なお、「正当と認められるもの」かどうかが客観的に明白である場合を除き、当該個人から意見を聴取するなどにより、慎重に取扱い、客観的な判断に努めることとする（条例第１７条第１項参照）。

「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」に該当せず、公開することができる情報の例としては、次のものが考えられる。

（１）何人でも法令の規定により、閲覧できる情報（閲覧を利害関係人等にのみ認めているもの及び法令の規定では何人とされていても、現に制限されているものは含まない。）

（例）株式会社の代表取締役の氏名及び住所並びに他の取締役の氏名

（２）個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報

（例）被表彰者名簿

（３）個人が自主的に公表した資料等から他人が誰でも知り得る情報

（例）著書や報道記事等において広く公表されている個人の職業、所属団体、経歴等

（４）従来から慣行上公開しており、かつ、今後公開しても、それが一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる情報でないことが確実であるもの

（例）審議会等の委員の氏名、大学の教授等の氏名、社会的活動を行っている団体の代表者の氏名

（５）専ら個人の資格で事業活動に従事する専門職の当該職務に関する情報

　　（例）医師、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等の職・氏名

（６）サービスの内容や性格から氏名等を明らかにして職務に従事する者の当該職務に関する情報

　　（例）居宅介護支援に係る介護支援専門員及び訪問介護に係る訪問介護員の職・氏名

（７）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるもの（第１７条第２項第２号参照）

（例）河川占用許可申請書、道路占用許可申請書、宅地造成の勧告書、改善命令書

（８）公務員の職務に関連する情報

（例）起案者名、決裁者名、旅行命令簿・復命書の出張者名、決裁印

５　「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、氏名や住所等の個人識別情報を除いても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報をいう。

これは、カルテ、反省文等の個人の人格と密接に関連する情報や未公表の研究論文等公開すれば財産権等を害するおそれがある情報等について、個人識別性がなくとも本人の同意なく第三者に流通させることは適切でないことから、非公開とするものである。

　　個人の権利利益を害するおそれのある情報であるか否かの判断にあたっては、当該情報の性質、第三者との関連性の有無並びにその態様及び程度その他具体的な状況等を十分に勘案して行うものとし、非公開の範囲を必要以上に広げることのないよう留意する必要がある。